

11

浴室、シャワー室又は更衣室

整備の基本的な考え方

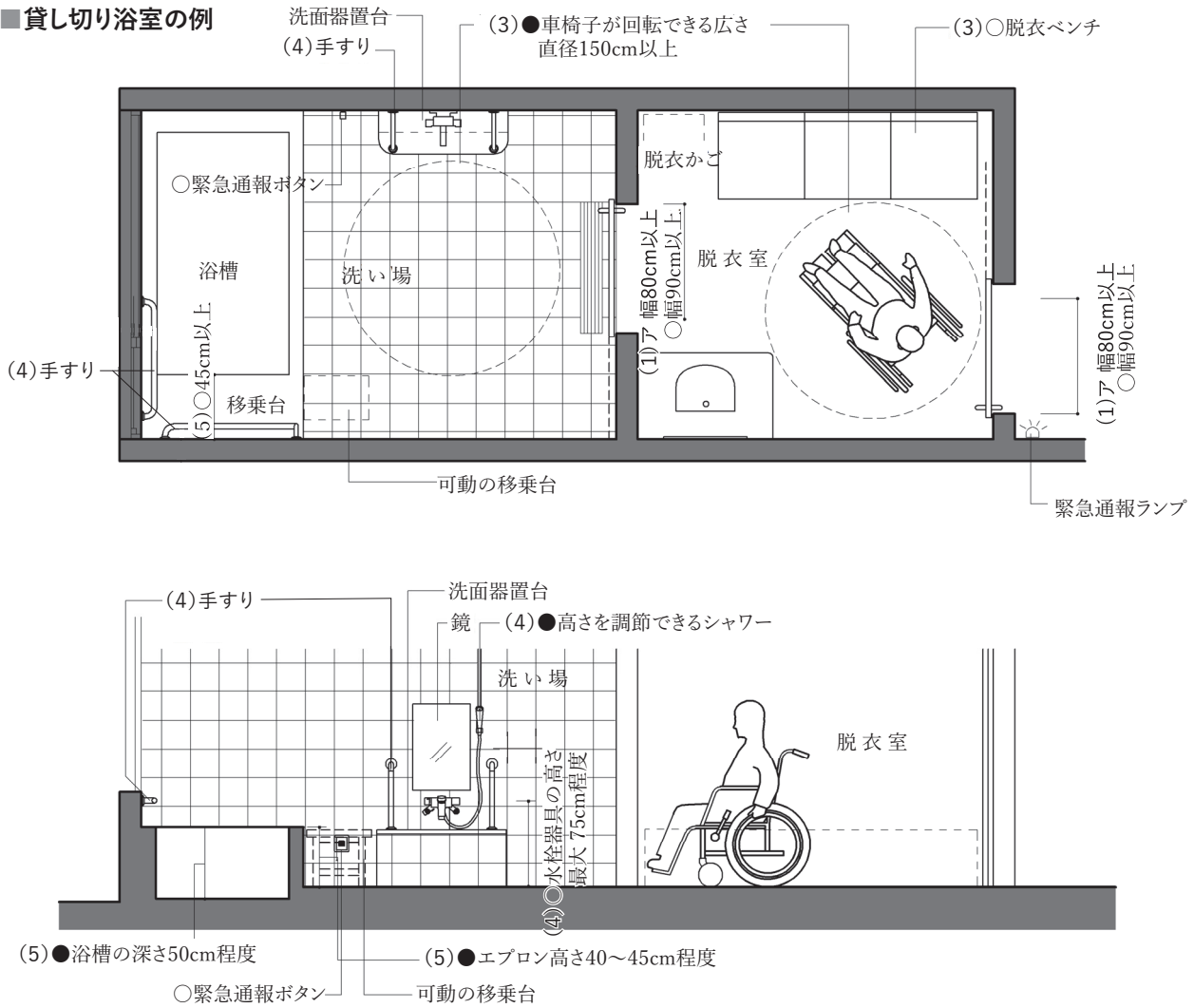
- 浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のものを1以上整備する。
- 浴室、シャワー室又は更衣室は転倒などによる事故が多い場所であるため、出入口の段の解消、手すりの設置、滑りにくい床材の使用、不用意な突起物を設けないことなどについて十分考慮する。
- 専ら高齢者や障害者が利用する施設の浴室等は、設計標準や福祉施設の設計技術書も参照し、利用者や入居者の動作等の特性や介助の方法に応じた設計とする。

整備基準		解説	望ましい水準
別表第1の2((1)の施設を除く。)、3((1)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)及び11((3)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000㎡以上の同表の7に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する共同浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。		<p>《左欄記載施設》</p> <p>◆「別表第1の2((1)の施設を除く。)、3((1)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)及び11((3)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」:社会福祉施設(保育所を除く。)、病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、運動施設</p> <p>◆「用途面積が1,000㎡以上の同表の7に掲げる公共的施設」:用途面積1,000㎡以上の宿泊施設</p> <p>●浴室、シャワー室又は更衣室を設置する場合は、1以上は次に定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の公共的施設においても、浴室、シャワー室又は更衣室を設置する場合は、次に定める構造とすること。 ○緊急通報ボタンを適切な位置に設けること。
(1) 出入口は、次に定める構造とすること。			
ア 幅	幅は、80cm以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●幅80cmは、車椅子使用者が通過できる寸法 ●フランス落とし等の車椅子使用者が単独で開けることのできない金具で固定された戸の部分は、幅に含まない。また、建具を開放したときに、戸の厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅を指す。 	○幅90cm以上
イ 戸の構造	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	→ 3 出入口(1) イ の解説(50頁)を参照	<ul style="list-style-type: none"> ○戸は自動式とする。 ○自動ドアには、非常時対応手動ドアを設ける。 ○外開き戸を設ける場合には、アルコーブを設置し、戸が壁面線を超えないようにする。 ○扉ガラスには、キックプレートを設ける。
(2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。		●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
(3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。		●洗い場と脱衣室の広さは、車椅子が360°回転できるよう直径150cm以上の円が内接できるスペースを設けること。	○高齢者、障害者等が着替えの際に、横になる場合もあるため、1以上の脱衣のためのベンチ等を設ける。

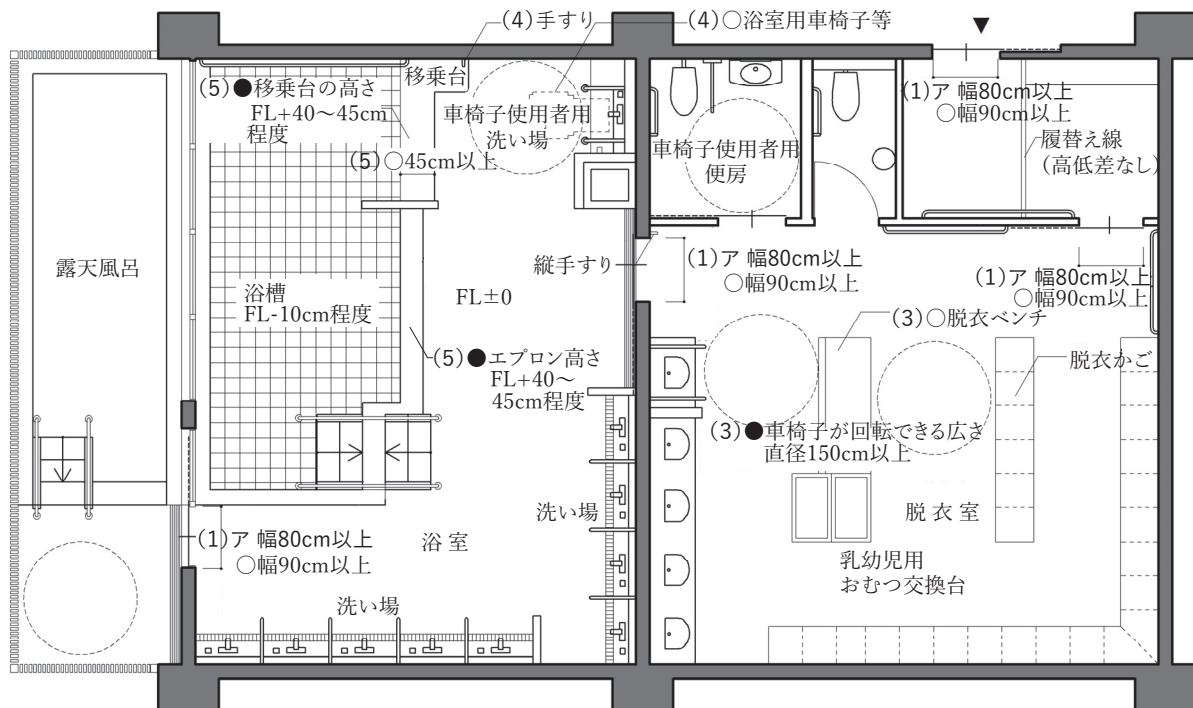
整備基準	解説	望ましい水準
<p>(4) 共同浴室及びシャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用できるように、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原則としてハンドシャワーとする。 ●シャワーヘッドは垂直に取り付けたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。 ●洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車椅子等に座った状態で手が届く位置とする。 ●洗面器の水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。 ●手すりの中心の高さは65～75cm程度とする。 ●出入口から洗い場や浴槽まで誘導するための手すりを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○水栓器具の高さは最大75cm程度 ○シャワーホースの長さは150cm以上 ○水栓金具は、レバー式の操作しやすいものとする。 ○サーモスタット(自動温度調節器)付きの混合水栓等、湯温の混合操作がしやすいものとする。 ○洗い場には浴室用車椅子又はシャワーチェア等を備える。
<p>(5) 共同浴室の洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm(車椅子の座面の高さ)程度とする。 ●車椅子使用者が浴槽に移動しやすいよう移乗用腰掛台等を設けるなど配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○移乗用腰掛台の幅は45cm以上

□浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の整備例

■貸し切り浴室の例

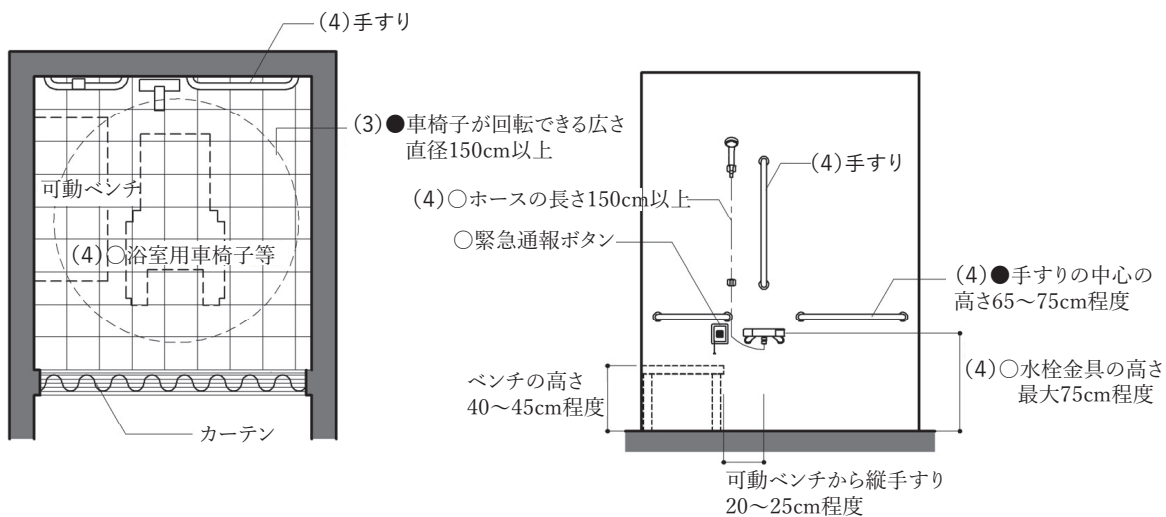


■車椅子使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例

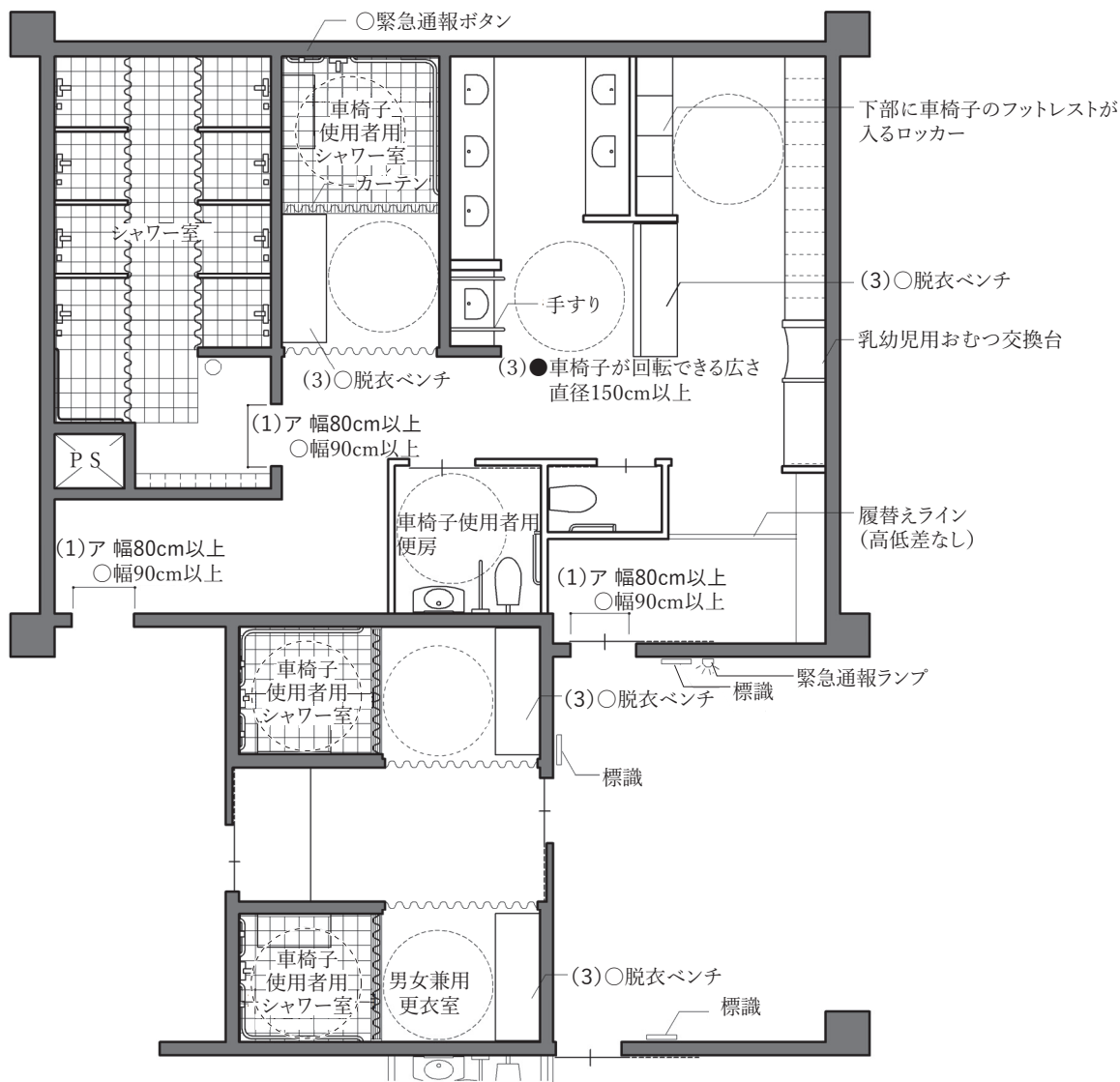


資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p 2-196を加工して作成

■ 車椅子使用者用シャワー室の例



■ シャワー室、更衣室の例



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）p2-198、199を加工して作成